

資料 2

幼児教育・高等教育の無償化の制度化に向けた方針
(案)

平成 30 年 12 月 20 日
内閣府・文部科学省・厚生労働省

幼児教育・高等教育の無償化の制度化に向けた方針（案）

（目次）

I	幼児教育の無償化の制度化に向けた方針	1
1.	総論	
2.	対象者・対象範囲等	
3.	財源	
4.	就学前の障害児の発達支援	
5.	実施時期	
6.	その他	
II	高等教育の無償化の制度化に向けた方針	8
1.	総論	
2.	対象者・対象範囲等	
3.	授業料等減免・給付型奨学金の概要	
4.	支援対象者の要件（個人要件）等	
5.	大学等の要件（機関要件）	
6.	財源	
7.	その他	
8.	実施時期	

I 幼児教育の無償化の制度化に向けた方針

1. 総論

- 幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、以下の方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進める。

（幼児教育の無償化の趣旨等）

- 少子高齢化という国難に正面から取り組むため、来年 10 月に予定される消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換する。
20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の 1 つである。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。
- このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速する。現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）の改正法案を次期通常国会に提出し、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずる。
- また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。

2. 対象者・対象範囲等

「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、

- ① 3 歳から 5 歳までの全ての子供及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し¹、
- ② 幼稚園、保育所、認定こども園以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子供については、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とする

とされており、具体的には、以下のとおり整理される。

（1）幼稚園、保育所、認定こども園等 （無償化の対象）

- これまでの幼児教育の無償化の取組を一気に加速化するものとして、法律により、

¹ 支援法に基づく地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象とすることとされている。

幼児教育の質が制度的に担保された施設²であり、広く国民が利用している幼稚園³、保育所、認定こども園及び地域型保育⁴を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料を無償化する。なお、新制度の対象とならない幼稚園については、新制度の利用者負担上限額（月額2.57万円）を上限として無償化⁵する。また、企業主導型保育事業について、事業主拠出金を活用し、標準的な利用料を無償化する。

- 0歳から2歳までの子供たちの利用料については、上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化する。

（実費の取扱い）

- 保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはならないものとする。

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持する。

具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする。生活保護世帯やひとり親世帯等⁶について、新制度の対象となる施設においては、公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の拡充（年収360万円未満相当の世帯）を図る。新制度の対象とならない幼稚園においても負担軽減を図ることとする。

なお、保育所等の0歳から2歳までの子供たちは、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

- 食材料費の取扱いの見直しや免除の制度等については、国と地方自治体とが協力して、保護者や事業者への丁寧な説明に努める。

（無償化の開始年齢）

- 今般の3歳から5歳までの子供たちの無償化については、職員配置基準、公定価格等に係る年度を単位とした現行の運用を踏まえ、小学校入学前の3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方とし、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象とする。就学前の障害児の発達支援においても同様で

² 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校は、同法第1条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならない。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、当該施設を利用する子供のうち、保育の必要性のある子供については無償化の対象となるものとする。

³ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。また、在外教育施設・幼稚部については、日本人学校に付置されているものに加えて、単独で存在するものもあり、当該施設を含め設置者及び利用者の実態調査を進めているところ。

⁴ 支援法第7条第5項に規定する地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいう。

⁵ 国立大学附属幼稚園、国立大学附属特別支援学校幼稚部については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）に定められる標準額を踏まえた上限額（国立大学附属幼稚園は月額0.87万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は月額0.04万円）とする。

⁶ 生活保護世帯・里親、市町村住民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降の子。

ある。

ただし、幼稚園については、①学校教育法上、満3歳から入園できる、②満3歳入園児は入園年度から年少学級に所属する場合も多い、③これまでの段階的無償化においても、現行の就園奨励補助により満3歳以上の子供を対象として進めてきたという事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象とする⁷。なお、幼稚園の預かり保育については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）から無償化の対象とする。

（2）幼稚園の預かり保育 （無償化の対象）

- 幼稚園の預かり保育（以下「預かり保育」という。）⁸を利用する子供たちについては、保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園利用料の無償化に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額（月額 3.7 万円）との差額である上限月額 1.13 万円⁹までの範囲で預かり保育の利用料を無償化する。

なお、無償化の対象となる預かり保育の利用料は、実際の利用量に応じて計算する¹⁰。

- 保育の必要性の認定については、支援法第 20 条第 1 項に基づく保育の必要性の認定（2号認定）のほか、2号認定の基準と同等の内容で、新たに無償化給付のための保育の必要性の認定を支援法上に設け¹¹、いずれかの認定を取得した場合に無償化の対象とする。

（質の確保）

- 質の確保の観点から、預かり保育については、支援法の一時預かり事業（幼稚園型）を受託していない場合も、同様の基準を満たすよう幼稚園の所轄庁等¹²が指導・監督する。

（3）認可外保育施設等 （無償化の対象）

- 待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子供たちについても、代替的な措置として、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化する。

- 認可外保育施設¹³のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポー

⁷ 認定こども園における1号認定の子供も同じ。

⁸ 認定こども園における1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

⁹ 住民税非課税世帯の満3歳児であって、満3歳になった後の最初の3月31日までの間にある者は、上限月額 2.57 万円と上限月額 4.2 万円との差額である上限月額 1.63 万円。

¹⁰ 具体的には、利用日数に日額単価（450 円）を乗じて計算した支給限度額（上限月額 1.13 万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方の額を支給額とする仕組みとする。なお、支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）についても同様。

¹¹ 住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供たちについては、3号認定と同等の内容の無償化給付のための保育の必要性認定を支援法上に設ける。

¹² 国公立の場合は設置者。

¹³ 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。

ト・センター事業¹⁴を対象とし、複数のサービスを組み合わせて利用する場合も、上限額の範囲内で無償化の対象とする。

なお、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や十分な水準の預かり保育を提供していない場合には、幼稚園に加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、無償化の対象とする。その場合の認可外保育施設等の無償化の上限額は、預かり保育に係る無償化上限月額 1.13 万円¹⁵から預かり保育に係る無償化給付の支給額を控除した額¹⁶とする。

- 0 歳から 2 歳までの子供たちについては、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 4.2 万円）までの利用料を無償化する。
- 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことを必要とする。ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする 5 年間の猶予期間を設ける。

（質の確保）

- 今般の無償化を契機に認可外保育施設の質の確保・向上を図ることが重要である。したがって、児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む。以下この節において同じ。）の指導監督の充実等を図る。具体的には、以下の取組を行う。
 - ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知（例：親族間や友人・隣人の預かりは届出対象外）
 - ・ 現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底等
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
 - ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設
- 無償化給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲での施設への関与等について、事務負担に十分配慮しつつ検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- 無償化給付の実施に伴い、市町村においては、無償化給付の対象者が利用する認可外保育施設等を把握する必要があることから、都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策を講ずる。
- 上記の具体化に向けて、内閣府・文部科学省・厚生労働省と、都道府県・市町村による検討の場を設置し、子どもたちの教育・保育環境の安全確保の観点から、幅広く検討する。その際、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 認可外保育施設の質の確保・向上に向けては、後述の地方自治体とのハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場（「6. その他」参照）での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討する。
- 支援法の改正法案の附則に、「法律の施行後 2 年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の

¹⁴ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業、同条第 13 項に規定する病児保育事業及び同条第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。

¹⁵ 住民税非課税世帯の満 3 歳児であって、満 3 歳になった後最初の 3 月 31 日までにある者は月額 1.13 万円。

¹⁶ 預かり保育を利用しない場合、認可外保育施設等の無償化の上限月額は 1.13 万円。

見直し検討規定を置く。

3. 財源

(1) 負担割合

- 今般の幼児教育の無償化については、制度として確立された少子化に対処するための施策として、2019 年 10 月に予定される消費税率 10%への引き上げによる財源を活用する。国負担分については社会保障関係費として内閣府に予算計上する。また、地方負担分についてもこの消費税の増収分を活用する。費用負担の在り方については、地方自治体の負担軽減にも配慮しつつ、国と地方で適切な役割分担をすることを基本とし、国と地方へ配分される消費税の増収分を活用することにより、必要な地方財源を確保する。

(現行制度があるもの)

- 支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象施設については、現行制度の負担割合と同じ負担割合である国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、公立施設¹⁷は市町村等 10/10 とする。

新制度の対象とならない幼稚園については、現行の段階的無償化に係る負担割合も含め、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 とする¹⁸。

(現行制度のないもの)

- 新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという支援法の基本理念を踏まえ、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 とする。

(2) 財政措置等

(初年度に要する経費)

- 幼児教育無償化の実施に要する経費について、消費税 10%への引上げに伴い地方へ配分される地方消費税の増収分が 2019 年度（初年度）は僅かであることを踏まえ、幼児教育の無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。

(事務費・システム改修費)

- 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度（2019 年度）及び 2 年目（2020 年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023 年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

システム改修経費については、平成 30 年度予算（192 億円）及び平成 31 年度予算（62 億円）を活用して対応することとし、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配

¹⁷ 地域型保育給付は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4。

¹⁸ 国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）公立施設は、設置者 10/10 とする。

分となるよう努める。

(地方財政計画及び地方交付税の対応)

- 今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める¹⁹。具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する²⁰。

また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする²¹。

5. 実施時期

今般の無償化の実施時期については、2019年10月1日とする。

6. その他

(幼児教育の無償化に関する国と地方の協議の場の設置)

- 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場を設置する。
- また、今般の無償化の円滑な施行に向け、引き続き、地方自治体からのご意見を踏まえ、事務負担の軽減や実務に関する検討を行う。

(支払方法)

- 新制度の対象施設については、現物給付を原則とする。
新制度の対象とならない幼稚園については、現行の就園奨励費の事務も踏まえ、償還払いか現物給付かを市町村が実情に応じて判断できるようにする。ただし、利用者の利便性等も鑑み、現物給付の選択に資するよう、取組を支援する。
幼稚園の預かり保育については、実際の利用量に応じた支給額の計算となるため償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることを可能

¹⁹ 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

²⁰ 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

²¹ 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

とする。

認可外保育施設等については、複数サービス利用の可能性もあることから、一括して清算できる償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることを可能とする。

なお、幼稚園利用者については、在籍園を経由して、預かり保育と認可外保育施設等に係る市町村への請求を行うこととする。

(幼児教育の無償化に伴う取組)

- 地方自治体によっては、既に独自の取組により無償化や負担軽減を行っているところがある。今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことのないよう、関係団体や都道府県、市町村等とも連携し、実態の調査及び把握について検討していくとともに、事業者に対する周知徹底を図る。

Ⅱ 高等教育の無償化の制度化に向けた方針

1. 総論

- 高等教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、以下の方針に沿って具体的な制度設計を行うとともに、法制化に向けた検討を進める。

（高等教育の無償化の趣旨等）

- 高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。

最終学歴によって平均賃金に差があり、また、低所得の家庭の子供たちは大学への進学率が低いという実態がある。

こうしたことを踏まえ、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。

- これらの措置を実現するための法律案（「大学等における修学の支援に関する法律案（仮称）」）を次期通常国会に提出し、大学等における授業料等減免を制度化するとともに、現在、独立行政法人日本学生支援機構により行われている給付型奨学金を大幅に拡充する等の措置を講ずる。

2. 対象者・対象範囲等

「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、具体的には、以下のとおりとする。

- 対象となる学校種は、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（専門学校）とする²²。
- 対象となる学生は、住民税非課税世帯の学生とし、全体として支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生についても、住民税非課税世帯の学生に対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。具体的には、年収300万円未満の世帯²³については住民税非課税世帯の学生に対する授業料等減免及び給付型奨学金の3分の2、年収300万円から年収380万円未満の世帯²⁴については3分の1の額の支援を行い、支援額の段差をなだらかにする。

²² 大学の学部、短期大学の学科・認定専攻科、高等専門学校の学科（4年生・5年生）・認定専攻科の学生、専修学校の専門課程の生徒を対象とする。

²³ 市町村民税の課税標準額×6%から調整控除及び調整額を差し引いた額の世帯（学生本人を含む。）の合計が25,600円未満となる世帯。年収300万円は、両親・本人・中学生の家族4人のモデル世帯を想定した目安。

²⁴ 注釈23の計算額が51,300円未満となる世帯。年収380万円は、上記モデル世帯を想定した目安。

3. 授業料等減免・給付型奨学金の概要

(1) 授業料等減免

- 授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料及び入学金の減免を実施し、減免に要する費用について公費から支出する。

①国公立の上限額

(授業料)

大学約 54 万円 短期大学約 39 万円 高等専門学校約 23 万円 専門学校約 17 万円

(入学金)

大学約 28 万円 短期大学約 17 万円 高等専門学校約 8 万円 専門学校約 7 万円

②私立の上限額

(授業料)

大学約 70 万円 短期大学約 62 万円 高等専門学校約 70 万円 専門学校約 59 万円

(入学金)

大学約 26 万円 短期大学約 25 万円 高等専門学校約 13 万円 専門学校約 16 万円

(上限額の考え方)

- 国公立大学等は、入学金・授業料ともに、省令²⁵で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免する。
- 私立大学等は、入学金については、私立の入学金の平均額までを減免し、授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免する。

(2) 給付型奨学金

- 給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給する。具体的な制度設計については、現行の給付型奨学金の枠組みを基礎としつつ、下記のとおりとする。

(給付額の考え方)

- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置を講じる²⁶。

具体的には、国公立の大学、短期大学及び専門学校の自宅生は年額約 35 万円、自宅外生は年額約 80 万円とし、私立の大学、短期大学及び専門学校の自宅生には約 46 万円、自宅外生は年額約 91 万円²⁷とする²⁸。

²⁵ 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 16 号）等

²⁶ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に即し、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置し、あわせて、大学等の受験料を措置する。

²⁷ 私立学校生については、授業料以外の学校納付金の一部を加味している。

²⁸ 高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の 5 割～7 割の程度の額を措置する。

4. 支援対象者の要件（個人要件）等

（学業・人物に係る要件）

- 今般の高等教育の無償化の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることであることから、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。

- ・ 次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。
 - i 退学・停学の処分を受けた場合
 - ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
 - iii 修得単位数が標準の5割以下の場合
 - iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合
- ・ 次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。
 - i 修得単位数が標準の6割以下の場合
 - ii GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討）
 - iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合

（その他）

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者等であること。
 - ・ 高等学校等を卒業し、又は高等学校卒業程度認定試験に合格してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。
 - ・ 保有する資産が一定の水準²⁹を超えていないこと（申告による。）。
- 在学中の学生については、直近の住民税の課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

²⁹ 家計支持者が2人の場合2000万円、1人の場合1250万円。

5. 大学等の要件（機関要件）

- 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今般の高等教育の無償化の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

- ① 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。
※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。
※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。

② 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

③ 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

④ 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況などの教育活動に係る情報を開示していること。

（経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い）

- 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされることがないように、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。
- ・法人の貸借対照表の「運用資産³⁰－外部負債³¹」が直近の決算でマイナス
 - ・法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額³²」が直近3カ年の決算で連続マイナス
 - ・直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合
- なお、専門学校に適用する際の指標については、大学の指標も参考にしつつ設定する。

³⁰ 運用資産：すぐに換金可能な資産。学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第35条第七号様式における、固定資産のうちの特定資産及び有価証券、流動資産のうちの現金預金及び有価証券の合計。

³¹ 外部負債：外部から返済を求められる負債。学校法人会計基準第35条第七号様式における、固定負債のうちの長期借入金、学校債及び長期未払金、流動負債のうちの短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金の合計。

³² 経常収支差額：資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支。学校法人会計基準第23条第五号様式における（教育活動収入計＋教育活動外収入計）－（教育活動支出計＋教育活動外支出計）。

6. 財源

(負担割合)

- 今般の高等教育の無償化については、制度として確立された少子化に対処するための施策として、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げによる財源を活用する。国負担分については社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行する。また、地方負担分についてもこの消費税の増収分を活用する。費用負担の在り方については、地方自治体の負担軽減にも配慮しつつ、国と地方で適切な役割分担をすることを基本とし、国と地方へ配分される消費税の増収分を活用することにより、必要な地方財源を確保する。
- 給付型奨学金の支給（学生個人への支給）については、国が全額を負担し、日本学生支援機構が学生に直接支給する。
- 授業料等減免（大学等が実施する減免に対する機関補助）については、以下のとおりとする。
 - ・ 国公立大学等は、設置者である国又は地方公共団体が全額負担し、各学校に交付する。
 - ・ 私立大学・短期大学・高等専門学校は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付する。
 - ・ 私立専門学校は、国と都道府県が1/2ずつ負担し、所轄庁である都道府県が各学校に交付する。

(事務費等)

- 国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置するものとする。

(参考)

設置者の区分・学校の種類		授業料等減免に係る費用の負担者・割合		機関要件の確認者
国立	大学・短大・高専 ・専門学校	国（設置者）	全額	国（設置者）
私立	大学・短大・高専	国（所轄庁）	全額	国（所轄庁）
公立	大学・短大・高専 ・専門学校	都道府県・市町村 （設置者）	全額	都道府県・市町村 （設置者）
私立	専門学校	国及び都道府県 （所轄庁）	国 1/2、都道府県 1/2	都道府県（所轄庁）

(地方財政計画及び地方交付税の対応)

- 今般の高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

7. その他

- 不正により支援を受けたときは、その額の全部又は一部を徴収するほか、その額に上乗せした額を徴収することができるものとする。
- 他の学生とのバランスの観点から、無償化の対象となる学生については、第一種奨学金（無利子）の併給を調整する。

8. 実施時期

- 今般の高等教育の無償化の実施時期については、2020年4月1日とし、2020年度の在学生（実施の際、既に入学している学生も含む。）から対象とする。なお、法施行に必要な準備行為については、公布の日から実施する。

